

島根県建設工事等入札執行要領

(趣旨)

第1条 島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部の発注する建設工事又は測量・建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の契約に係る一般競争、簡易型一般競争及び指名競争を行う場合における入札の執行については、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めることによる。

(入札執行者等)

第2条 入札執行者は、次のとおりとする。

(1) 本庁にあっては、次のとおりとする。

ア 総務部においては、担当課長

イ 防災部においては、担当課長

ウ 農林水産部においては、農林水産総務課長又は担当課長

エ 土木部においては、土木総務課建設産業対策室長又は建築住宅課長

(2) 隠岐支庁にあっては、隠岐支庁長とする。

(3) 前記(2)以外の地方機関にあっては、当該地方機関の長とする。ただし、土木部の各事業所長及び業務部長専決の案件においては、当該事業所長及び業務部長とすることができる。

2 入札執行者が事情により入札執行ができない場合には、入札執行代理者に命令（様式第1号）を出して入札の執行をさせることができる。この場合において、代理者となるべき者は、次のとおりとする。

(1) 本庁にあっては、担当の課長補佐等とする。

(2) 隠岐支庁にあっては、隠岐支庁県民局長、農林水産局長、及び県土整備局長等とする。

(3) 前記(2)以外の地方機関にあっては、部長等とする。

第3条 入札執行者は、入札事務担当者として職員2名以上を入札事務に当たらせなければならない。

2 入札執行者が入札事務に支障がないと判断した場合に限り、入札事務担当者は1名で行うこともできる。

第4条 入札執行者は、入札に必要があるときは、入札事務に関係のない者の立会いを求めることができる。

(予定価格調書等の保管等)

第5条 入札執行者は、予定価格調書、競争参加資格確認調書、入札参加者指名推薦調書及び設計図書を、入札執行の必要なときまで、金庫等に確実な方法で保管しなければならない。

第6条 予定価格調書は、開封後といえども公表してはならない。ただし、島根県建設工事入札結果等閲覧規程に基づき契約締結後公表するものについては、この限りではない。

(入札時期の決定)

第7条 入札は、用地取得等の協議その他工事等の着手に必要な措置を講じてからでなければ執行してはならない。

(一般競争入札等の公告)

第8条 一般競争入札又は簡易型一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の効力に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

(指名競争入札の通知)

第9条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を当該入札に参加させようとする者に指名通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び日時
- (3) 入札の場所及び日時
- (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (5) 入札の効力に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(見積期間)

第10条 一般競争参加資格の確認通知又は指名競争入札の通知から入札までは、次に掲げる工事等の規模に応じた見積の期間を置かなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 工事等1件の請負対象額500万円未満の場合は、1日以上
- (2) 工事等1件の請負対象額500万円以上5,000万円未満の場合は、10日以上
- (3) 工事等1件の請負対象額5,000万円以上の場合は、15日以上

2 前項の見積期間には、島根県の休日定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に定める休日は含まないものとする。

(入札)

第11条 入札室は、入札書を記入する適当な場所と配置を考慮し、特に入札者間の席を離すようにしなければならない。

第12条 入札執行者及び入札事務担当者は、入札に必要な予定価格調書、競争参加資格確認調書、入札参加者指名推薦調書及び設計図書等を携帯し、所定の時刻までに入札室に入らなければならない。

第13条 予定価格調書は、あらかじめ入札箱に入れておくものとし、入札箱は、施錠のできるものを使用しなければならない。

第14条 入札執行時刻は、厳守するものとし、天災、地変その他やむを得ない事由がある場合を除くほか、入札日時の繰上げ又は繰下げ並びに延期をしてはならない。

第15条 入札執行者は、入札者が1人となったときは入札を取り止めなければならない。

第16条 入札執行者は、入札開始に先立ち、次に掲げる事項について確認をしなければならない。ただし、第4号については指名競争入札の場合に、第5号については一般競争入札の場合に、それぞれ限るものとする。

- (1) 入札者の出席の有無
- (2) 代理人による入札者の委任状の提出の有無
- (3) 入札者又は代理人と、他の入札者との重複の有無
- (4) 経営事項審査結果通知書又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（最新のものの）の写しの提出の有無（建設業有資格者名簿において、審査基準日が当該指名競争入札の入札日前1年7か月以内であることが確認された者については提出を要しない）
- (5) 競争参加資格確認通知書の写しの提出の有無
- (6) 入札保証金の納付
- (7) 入札に関する質疑の有無

第17条 入札執行者は、入札の開始に先立ち、入札者に対し、次の各号に掲げる事項を申し渡し履行させなければならない。

- (1) 入札室には、入札に必要な者以外の入室は禁ずること。
- (2) 入札執行中は、入札執行者が特に認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁ずること。
- (3) 入札執行中は、入札者間の私語、放言を禁ずること。

第18条 入札は、所定の様式による入札書1通を封かんの上入札箱に投入させなければならない。この場合郵便による入札は認めてはならない。

第19条 入札執行者は、入札者がいったん投入した入札書は、開札前後、又理由のいかんを問わず書換え、引換え又は撤回させてはならない。

（入札の辞退）

第20条 一般競争の資格確認通知又は指名通知を受けた者の入札辞退は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。

- 2 一般競争の資格確認通知又は指名通知を受けた者の入札執行前に入札辞退は、入札辞退届（様式第3号）を入札執行者に直接持参させ、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）させるものとする。
- 3 入札者の入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出させるものとする。
- 4 入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

（工事費内訳書の提出）

第21条 第1回入札に際し、工事費内訳書を提出するよう求めなければならない。ただし、別に定めるものに限る。

- 2 工事費内訳書の提出を求めるときは、全入札者が入札書を入札箱に投入した後に工事費内訳書の提出を求めなければならない。
- 3 提出された工事費内訳書は、入札終了後に積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員をいう。）等が確認し、入札終了後3年間保管しなければならない。
- 4 前項の確認において疑義がある工事費内訳書は、島根県建設工事等入札不正行為情報対応要領（平成6年10月6日管発第431号土木部長通知）第13条に規定する公正入札調査委員会を経て土木部土木総務課建設産業対策室へ報告しなければならない。

（開札）

第22条 入札執行者は、入札者全員が入札書を投入したことを確認した後、入札者を立ち

会わせて開札しなければならない。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせなければならない。

第 23 条 開札は、入札書の記入事項等内容を確認した後、有効札から順次入札者の商号又は氏名、金額を読み上げて公表するとともに、入札事務担当者は復唱しつつ記録しなければならない。

(予定価格調書の開封)

第 24 条 予定価格調書は、第 1 回の入札から開封し、入札価格と照合確認しなければならない。

(入札の無効等)

第 25 条 次の各号の一に該当するときは、当該入札者の入札は、無効としなければならない。

- (1) 入札者の資格、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札者が、不正の利益を得るために連合して入札したとき。
- (3) 入札に際し、不正の行為があったとき。
- (4) 同一人が、同一事項について二以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき。
- (6) 入札書の金額を加除訂正したとき。
- (7) 入札書に記名押印を欠いたとき。
- (8) 入札書が誤字、脱字等で意思表示が不明瞭なとき。

第 26 条 入札書で最低制限価格を下回った価格の入札をした者は失格としなければならない。

第 27 条 再度の入札で、前回の入札の最低価格又はこれを上回る入札は、辞退の意思表示があったものとし、辞退札として扱わなければならない。

第 28 条 入札執行者は、開封した結果、無効、失格、辞退札があるときは、当該入札者に通告しなければならない。

(落札)

第 29 条 入札執行者は、適正な入札で予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を定めたものにあつては、その額を下回ってはならない。

第 30 条 入札執行者は、落札者となる同価格の入札をした者が 2 人以上あつたときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これにかわり当該入札事務に関係のない職員がくじをひかななければならない。

第 31 条 入札執行者は、落札者となる入札があつたときは、直ちに工事名、入札金額、入札者の商号又は氏名を宣言して、落札者を決定しなければならない。

第 32 条 落札者を決定したときは、直ちに落札者に、その日から 7 日以内に契約（仮契約を含む。）を締結しなければ、当該入札は効力を失う旨を口頭又は文書で通知するとともに、入札調書（様式第 4 号）に入札執行者及び入札担当者が職、氏名を記載し、押印しなければならない。

(再度入札)

第 33 条 入札執行者は、落札者となる価格の入札がないときは、予算超過と宣言し、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、第 25 条第 1 号から第 3 号までの一に該当する入札を行った者及び第 26 条の失格者は、入札に参加させてはならない。

第 34 条 再度の入札回数は 2 回までとする。ただし、当該工事等の施工方法等が特許権を有するもの又は特別な技術を要する工事等で、他に相応する者がいないと認められるときは、そのときの状況により再度の入札回数を 5 回まで延長することができる。

第 35 条 入札執行者は、再度入札に参加する入札者が 1 人となったとき、又は再度入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、あらためて入札を行うことができる。この場合において、予定価格調書は直ちに封印して設計書とともに厳重に保管しなければならない。

(随意契約)

第 36 条 入札執行者は、再度入札の入札参加者が 1 人になったとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約を行うことができる。この場合において、入札のときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

(入札の延期、取り止め)

第 37 条 天災、地変等により入札の執行が困難なとき、不正な行為等により入札が適正に行われないおそれのあるとき、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることができる。

2 前項により入札を延期する場合は、延期の理由及び延期後の入札日を一般競争及び簡易型一般競争にあつては公告し、指名競争にあつては参加者に通知するものとする。

(物件購入への準用)

第 38 条 工事用の物件購入の際における入札の取扱いについても、この要領を準用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
農林水産部建設工事入札執行要領は廃止する。
- 5 この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- 10 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

島根県建設工事等入札執行要領の運用

(入札執行者等)

第 2 条 関係

入札執行代理者で、本庁における担当の課長補佐等には調整監を、隠岐支庁における県民局長等には県民局総務課長及び建築課長、農林水産局総務課長、県土整備局業務部長及び総務課長を、隠岐支庁以外の地方機関における部長等には次の者を含むものとする。

- (1) 総務部においては、局長、部長、担当課長、企画幹
- (2) 防災部においては、部長、総務担当課長、教頭
- (3) 農林水産部においては、担当部長、総務課長、企画幹（総務担当）
- (4) 土木部においては、事業所長、総務課長、契約業務課長、業務課長、企画幹

(見積期間)

第 10 条 関係

見積期間については、入札参加者の真摯な見積を促すためその確保に十分留意すること。

第 34 条（再度入札）関係

特別な技術を要する工事等の範囲は、河川工事に付帯する自動堰の設置工事、航空測量等で他に相応する者がいないと認められる場合で、入札参加者がフルメンバーとなるような入札においては、その時の状況により再度入札回数を 5 回まで延長することができるものとする。

第 35 条（再度入札）関係

再度入札の結果、落札者がいない時には、原則として指名換による入札を行うものとする。

第 36 条（随意契約）関係

落札者がいない時に、指名換えをしないで直ちに随意契約できる場合は、他に相応する者がいない時、又は予定価格と入札価格とが僅少差の時で随意契約できると認められる時である。

この場合の僅少差の範囲については、一律に規定することはできないが、入札執行の状況、下げ幅の経過等を総合的に考慮して随意契約できる範囲であること。

様式第 1 号

職 名

氏 名

命 令 書

年 月 日執行予定の下記事業(業務)の入札については、
代理者として入札執行を命ずる。

記

事業(業務)名

年 月 日

入札執行者 職名

氏名

印

島根県 事務所長

入 札 指 名 通 知 書

下記工事等に係る入札について、指名されたので通知します。なお、入札前、入札執行中のいずれかを問わず、いつでも入札を辞退することができ、そのことのみをもって不利益な取扱いを受けることはありません。

記

工事等名			
施行位置			
完成期日			
予定価格	円 （消費税及び地方消費税相当額を除く）		
仕様書の閲覧場所			
入札日時			
入札場所			
質問期限		工事内訳書の提出	
入札保証金	島根県会計規則第6 5条の4において準用する第6 1条の2第3号の規定により免除する。		
契約保証金	島根県会計規則第6 9条第1項の規定により契約金額の1 0／1 0 0以上 ただし、落札者が同規則第6 9条の2の各号いずれかに該当する場合は免除する。		
競争入札に参加する者の資格	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（仕様書参照）		
入札条件	詳細は仕様書に記載、その他島根県会計規則及び島根県建設工事等入札執行要領の定めるところによる。		

本書を受信の上は、お手数ですが下記欄へ記入の上、必ず本書を直ちにF A Xにて下記宛へ返信して下さい。

島根県 事務所
宛

F A X

本書の受信を確認しました。

会 社 名	
受信者氏名	

様式第3号

入 札 辞 退 届

件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

契約担当者 様

入 札（見 積）調 書

予定価格	円
------	---

工 事 名 等			
入 札（見 積） の 日 時	年 月 日 時 分	契約方法	一 般 競 争 入 札 簡 易 型 一 般 競 争 契 約 指 随 意 入 札 約

	入 札（見 積）者 氏 名	入 札（見 積） 金 額	順 位	第 2 回		第 3 回	
				入 札（見 積）金 額	順 位	入 札（見 積）金 額	順 位
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

14						
15						

備考 当該金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額が法律上の入札価格である。

入 札 執 行 者	印										
入 札 事 務 担 当 者	印 印										
請 負 対 象 額		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
予 定 価 格		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
※ 最低制限価格		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
落 札 金 額		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

落札者	
記 事	

※ 島根県建設工事低入札価格調査制度対象工事の場合は、「調査基準価格」とする。